

事務連絡
令和2年5月1日

工事関係機関の長様

会計局 工事検査課長

出来形管理における「ばらつき50%以下」評価基準の取扱いについて（通知）

令和2年4月1日付工検第26号において通知した「工事成績採点基準の改正について」に伴い、みだしのことについては、下記によることとするので、今後の工事検査評定時の参考とされたい。

なお、この通知は、工事検査課のホームページで公表するとともに、(一社)福井県建設業協会にも通知していることを申し添える。

記

- ・【別紙資料】出来形管理の「ばらつき50%以下」の評価対象とする工種
(福井県土木部土木施工管理基準 令和2年4月版)
(農林水産省土木施工管理基準 平成31年3月28日改正)
- ・「ばらつき50%以内」評価の判定例（案）

【別紙資料】出来形管理の「ばらつき50%以下」の評価対象とする工種（福井県土木部土木工事施工管理基準）

章	節	条	枝番	評価対象とする工種	「ばらつき50%以下」の評価対象から除くことができる測定項目			評価対象工種とするための条件
【第1篇 共通編】								
第2章 土工								
	第3節 河川・海岸・砂防土工	1-2-3-2		据削工				
		1-2-3-3		盛土工				(道路土工に準ずる場合)
		1-2-3-4		盛土補強工				(道路土工に準ずる場合)
	第4節 道路土工	1-2-4-2		据削工				
		1-2-4-3		路体盛土工				
		1-2-4-4		路床盛土工				
【第3篇 土木工事共通編】								
第2章 一般施工								
	第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（仮設は除く）				
		3-2-3-12		プレテンション桁製作工（購入工）	断面の外形寸法	橋桁のそり	横方向の曲がり	(自社製作の場合)
		3-2-3-13		ポストテンション桁製作工	幅	高さ	桁長(ℓ=15m以下)	(自社製作の場合)
		3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長(ℓ=15m以下)			(自社製作の場合)
		3-2-3-15		PCホロースラブ製作工	幅(マ付側)	厚さ(マ付側)	桁長(ℓ=15m以下)	(自社製作の場合)
		3-2-3-16		PC箱桁製作工	幅(マ付側),内空幅	高さ・内空高	桁長(ℓ=15m以下)	(自社製作の場合)
		3-2-3-24		伸縮装置工				
		3-2-3-28		プレキャストカルバート工				
		3-2-3-29	1	側溝工（プレキャスト）				
		3-2-3-29	2	場所打水路工				
		3-2-3-29	3	暗渠工				
		3-2-3-30		集水樹工				
		3-2-4-3		基礎工（護岸）				
		3-2-4-4		既製杭工				
		3-2-4-5		場所打杭工				
		3-2-4-6		深礎工				
		3-2-4-7		オープンケーソン基礎工				
		3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工				
		3-2-4-9		鋼管矢板基礎工				
	第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工（ブロック積、ブロック張）				
		3-2-5-3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）				
		3-2-5-3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）				
		3-2-5-4		緑化ブロック工				
		3-2-5-5		石積（張）工				
	第6節 一般舗装工	3-2-6-7		アスファルト舗装工				
		3-2-6-7		下層路盤工				
		3-2-6-7		上層路盤工（粒度調整路盤工）				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-7		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-7		加熱アスファルト安定処理工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-7		基層工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-7		表層工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-8		半たわみ性舗装工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-9		排水性舗装工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-10		透水性舗装工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-11		グースアスファルト舗装工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-12		コンクリート舗装工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-13		薄層カラー舗装工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-14		ブロック舗装工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-15		路面切削工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-16		舗装打換え工				(基準高管理を行う場合)
		3-2-6-17		オーバーレイ工				(基準高管理を行う場合)
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工				
		3-2-7-3		置換工				
		3-2-7-5		パイルネット工				
	第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	鋳造費（金属支承工）				(自社製作の場合)
		3-2-12-1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）				(自社製作の場合)
		3-2-12-1	4	刃口金物製作工				(自社製作の場合)
		3-2-12-3	1	桁製作工				(自社製作の場合)
		3-2-12-3	3	鋼製堰堤製作工（仮組立時）				(自社製作の場合)
		3-2-12-4		検査路製作工				(自社製作の場合)
		3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工				(自社製作の場合)
		3-2-12-6		落橋防止装置製作工				(自社製作の場合)
		3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工				(自社製作の場合)
		3-2-12-8		アンカーフレーム製作工				(自社製作の場合)
		3-2-12-9		プレビーム用桁製作工				(自社製作の場合)
		3-2-12-10		鋼製排水管製作工				(自社製作の場合)
	第13節 橋梁架設工	3-2-13-1		架設工（鋼橋）				
		3-2-13-2		架設工（コンクリート橋）				
	第14節 法面工（共通）	3-2-14-6		アンカー工				
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		場所打擁壁工				
		3-2-15-2		プレキャスト擁壁工				
		3-2-15-3		補強土壁工				
		3-2-15-4		井桁ブロック工				
	第18節 床版工	3-2-18-2		床版工	幅(0側)	厚さ(マ付側)	(鉄筋の測定項目)	

【別紙資料】出来形管理の「ばらつき50%以下」の評価対象とする工種（福井県土木部土木工事施工管理基準）

章	節	条	枝番	評価対象とする工種	「ばらつき50%以下」の評価対象から除くことができる測定項目			評価対象工種とするための条件
【第6篇 河川編】								
第3章 樋門・樋管								
	第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-6	1	函渠工(本体工)				
		6-3-5-6	2	函渠工(ヒューム管,PC管等)				
		6-3-5-7		翼壁工				
		6-3-5-8		水叩工				
第4章 水門								
	第6節 水門本体工	6-4-6-7		床版工				
		6-4-6-8		堰柱工				
		6-4-6-9		門柱工				
		6-4-6-10		ゲート操作台工				
		6-4-6-11		胸壁工				
第5章 堰								
	第6節 可動堰本体工	6-5-6-13		閘門工				
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-8		堰本体工				
		6-5-7-9		水叩工				
		6-5-7-10		土砂吐工				
	第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工				
	第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工	天端幅			
第6章 排水機場								
	第4節 機場本体工	6-6-4-6		本体工				
		6-6-4-7		燃料貯油槽工				
	第5節 沈砂池工	6-6-5-7		コンクリート床版工				
第7章 床止め・床固め								
	第4節 床止め工	6-7-4-6		床固め本体工				
		6-7-4-8		水叩工				
	第5節 床固め工	6-7-5-6		側壁工				
【第7篇 河川海岸編】								
第1章 堤防・護岸								
	第3節 工場製作工							
	第5節 護岸基礎工	7-1-5-5		場所打コンクリート工				
		7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工				
	第6節 護岸工	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工				
		7-1-6-5		コンクリート被覆工				
	第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工				
	第9節 波返工	7-1-9-3		波返工				
第2章 突堤・人工岬								
	第5節 突堤本体工	7-2-5-9		石枠工				
		7-2-5-10		場所打コンクリート工				
		7-2-5-11	1	ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚	幅(マウス側),高さ(マウス側),長さ(マウス側),厚さ(マウス側)		
		7-2-5-11	2	ケーソン工(ケーソン工据付)				
		7-2-5-11	3	ケーソン工(突堤上部工)				
		7-2-5-12	1	セルラー工(セルラー工製作)	壁厚	幅(マウス側),高さ(マウス側),長さ(マウス側)		
		7-2-5-12	2	セルラー工(セルラー工据付)				
		7-2-5-12	3	セルラー工(突堤上部工)				
【第8篇 砂防編】								
第1章 砂防堰堤								
	第3節 工場製作工	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工				(自社製作の場合)
	第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工				
		8-1-8-6		コンクリート側壁工				
		8-1-8-8		水叩工				
	第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)				
		8-1-9-5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)				
		8-1-9-6		鋼製側壁工				
第2章 渓流保全工								
	第5節 床固め工	8-2-5-8		魚道工				
【第9篇 ダム編】								
第1章 コンクリートダム								
	第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工(本体)				
		9-1-4		コンクリートダム工(水叩)				
		9-1-4		コンクリートダム工(副ダム)				
		9-1-4		コンクリートダム工(導流壁)				
【第10篇 道路編】								
第1章 道路改良								
	第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工				(自社製作の場合)
	第9節 カルバート工	10-1-9-6		場所打函渠工				
第2章 舗装								
	第4節 舗装工	10-2-4		歩道路盤工				
		10-2-4		歩道舗装工(表層工)				(基準高管理を行う場合)
	第5節 排水構造物工(路面排水工)	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工				
	第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工				
	第12節 道路付属施設工	10-2-12-5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)				

【別紙資料】出来形管理の「ばらつき50%以下」の評価対象とする工種（福井県土木部土木工事施工管理基準）

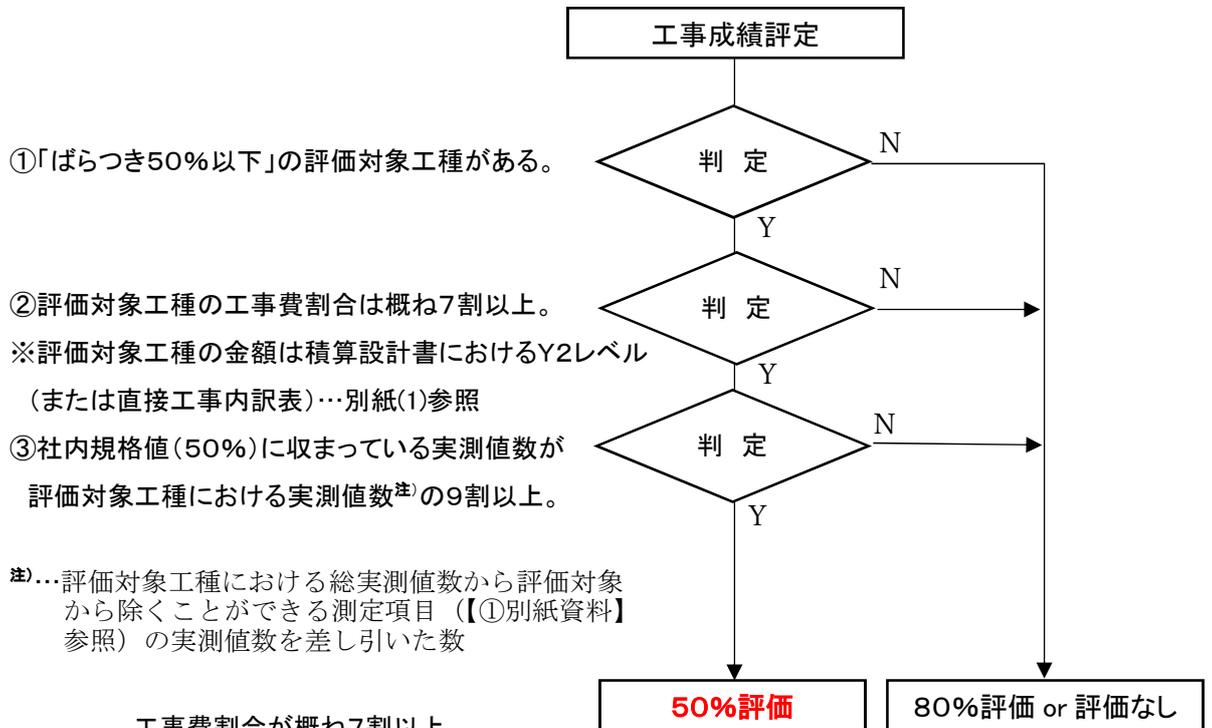
章	節	条	枝番	評価対象とする工種	「ばらつき50%以下」の評価対象から除くことができる測定項目			評価対象工種とするための条件
第3章	橋梁下部							
	第3節	工場製作工	10-3-3-3	鋼製橋脚製作工				(自社製作の場合)
	第6節	橋台工	10-3-6-8	橋台躯体工				
	第7節	RC橋脚工	10-3-7-9	橋脚躯体工				
	第8節	鋼製橋脚工	10-3-8-9	橋脚フーチング工				
			10-3-8-10	橋脚架設工				
			10-3-8-11	現場継手工				
第4章	鋼橋上部							
	第3節	工場製作工	10-4-3-9	橋梁用高欄製作工				(自社製作の場合)
	第5節	鋼橋架設工	10-4-5-10	1 支承工(鋼製支承)				
			10-4-5-10	2 支承工(ゴム支承)				
	第8節	橋梁付属物工	10-4-8-3	落橋防止装置工				
			10-4-8-5	地覆工				
			10-4-8-6	橋梁用防護柵工				
			10-4-8-7	橋梁用高欄工				
			10-4-8-8	検査路工				(自社製作の場合)
第5章	コンクリート橋上部							
	第6節	プレビーム桁橋工	10-5-6-2	プレビーム桁製作工(現場)	幅	高さ(マックス側)	桁長(ℓ=15m以下)	(自社製作の場合)
第6章	トンネル(NATM)							
	第5節	覆工	10-6-5-3	覆エコンクリート工	厚さ			
	第8節	坑門工	10-6-8-4	坑門本体工				
			10-6-8-5	明り巻工				
第11章	共同溝							
	第6節	現場打構築工	10-11-6-2	現場打躯体工				
	第7節	プレキャスト構築工	10-11-7-2	プレキャスト躯体工				
第12章	電線共同溝							
			10-12-5-3	プレキャストボックス工(特殊部)				
	第6節	付常設備工	10-12-6-2	ハンドホール工				
第14章	道路維持							
	第4節	舗装工	10-14-4-5	切削オーバーレイ工				(基準高管理を行う場合)
			10-14-4-7	路上再生工				(基準高管理を行う場合)
第16章	道路修繕							
	第3節	工場製作工	10-16-3-4	桁補強材製作工				(自社製作の場合)

【別紙資料】出来形管理の「ばらつき50%以下」の評価対象とする工種（農林水産省土木工事施工管理基準）

評価対象とする工種		「ばらつき50%以下」の評価対象から除くことができる測定項目			評価対象工種とするための条件
【1 共通工事】	石積（張）工等				
	基礎杭打工、コンクリート杭、鋼管杭等				
	矢板工（仮設は除く）				
	オープンケーソン				(上部構造物との管理の一体性)
	コン付帯構造物、コン基礎、コン管渠等				
	精度を要する分土工計量部、ゲート戸当部等 U字フリューム、ベンチフリューム	幅	高さ	長さ	
【4 農道工事】	路盤工				(基準高管理を行う場合)
	コン舗装工、アスファルト舗装工				(基準高管理を行う場合)
	道路トンネル				(土木工事施工管理基準に準ずる)
	道路トンネル（NATM）				(土木工事施工管理基準に準ずる)
【5 水路トンネル工事】	支保工	幅(マックス側)			
	コンクリート覆工	巻厚(マックス側)			
【6 水路工事】	現場打開水路				
	現場打サイホン				
	現場打暗渠				
	鉄筋コン大型フリューム、鉄筋コンL型水路				
	ボックスカルバート水路				
【7 河川及び排水路工事】	コンクリート法覆工、アスファルト法覆工				
	コンクリートブロック積み水路、鉄筋コンクリート柵渠				
	ランニング水路、連結ブロック、コンクリートマット				
【8 管水路工事】	管体基礎工(砂基礎等)				
	管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）、RC管				
	管水路（ダクタイル鋳鉄管）（強化プラスチック複合管）				
	管水路（硬質ポリ塩化ビニール管）				
	管敷設				
	シールド工事（一次覆工）コンクリート、鋼製セグメイト				
	シールド工事（二次覆工）推進工事				
【10 橋梁工事】	コンクリート桁	幅	高さ	δ	
	鉄筋コンクリート床板工	厚さ(マックス側)			
【11 橋脚下部工事】	橋台工				
	橋脚工（張出式、重力式、半重力式）				
	橋脚工（ラーメン式）				
【15 頭首工工事】	本体				
【17 ため池改修工事】	堤体工				(樋管工等一体施工の場合)
	洪水吐工				
	樋管工（同上付帯構造物）				

「ばらつき50%以内」評価の判定例（案）

1. 対象工事（例） 治山ダム
2. 出来形管理工種 掘削工、コンクリート谷止工、植生マット工
3. 評価判定フロー



4. 「ばらつき50%以内」評価の判定表

工種 (レベル)	評価 工種	出来形管理				実測値数		評価判定(○←③≥90%)	
		測定項目	規格値 (mm)	社内規格 値(mm)	①総数	②50%以内	③=②/① (%)	判定	
掘削 (Y2)	×	基準高	+50	+40	15		社内規格値(50%) に収まっている実 測値の割合	○	
		法長>5m	-200	-160	10				
		法長≥5m	法長-4%	法長-3%	0				
		計			25				
コンクリート 谷止工 (Y2)	○	基準高	±30	±15	48	48	156/172=91% ≥90%	○	
		天端部堤幅	-30	±15	64	64			
		水通しの幅	±50	±25	6	6			
		堤長	-100	±50	54	38			
		計			172	156			
植生マット (Y2)	×	法長>5m	-200	-160	40				
		法長≥5m	法長-4%	法長-3.2%	37				
		延長	-100	-80	10				
		計			87				
計		(50%管理の実測値総数)→		① 172	② 156				

評価工種ではないため50%の評価対象外

【治山ダム工における50%評価の考え方】

○治山ダム工は50%評価の対象となるのか

→ 評価工種が全体の7割以上を占めているため評価対象である。

レベル	工種	金額(千円)	構成比
Y1	溪間工		
Y2	治山土工(床掘)	493	2.8%
	治山ダム工	16,608	95.9%
	仮設工	224	1.3%
		17,325	

→ 7割以上のため50%評価対象

→ 評価対象外

○Y2レベルの工種については全て社内規格50%の設定が必要か

→ 全体の7割以上を占めている治山ダム工のみ社内規格50%を設定すればよい。

※治山土工(床掘)についても社内規格50%設定可

レベル	工種	金額(千円)	構成比
Y1	溪間工		
Y2	治山土工(床掘)	493	2.8%
	治山ダム工	16,608	95.9%
	仮設工	224	1.3%
		17,325	

→ 社内規格50%設定不要

→ 社内規格50%設定

→ 評価対象外

○治山ダム工(Y2)を構成する全ての工種について社内規格値50%を設定するのか

→ Y2(治山ダム工)を構成する工種のうち50%評価対象外である緑化工(植生マット)は社内規格50%設定不要

レベル	工種	金額(千円)	50%評価対象
Y2	治山ダム工		
Y3	コンクリート谷止工	16,477	○
	緑化工(植生マット)	131	×
		16,608	

○コンクリート谷止工の出来形管理項目について、規格値が下限値のみの項目(延長、幅)は全て社内規格値に上限値(下限値と同様の値)を設定するのか

→ 全項目について上限値(下限値と同様の値)を社内規格値に設定する。

※地山に取り付く堤体袖部等の延長については、掘削の状況により出来形が上限値以上となることがあるが、全実測値数の90%以上が社内規格50%以内に収まれば評価が可能である。